

## (2) 休業補償給付

### ○ 休業補償給付支給請求書・休業特別支給金申請書 (p. 69～72)

労災事故による傷病で、労働者が休業を余儀なくされた場合、休業補償給付が支給されます。ただし、休業開始の初日から3日間は休業補償給付は支給されません。

見本の「休業補償給付支給請求書」を見てください。前項の「(1)療養補償給付」と同じ事例 (p. 59) を使って解説します。

タイトルは、休業補償給付支給請求書のほかに「休業特別支給金申請書」とされています。休業補償給付は、被災した労働者の賃金の60%が支給されます。その他にも、申請した場合には、上乗せ分として20%の休業特別給付金が支給されます。実際には、見本の通り「休業補償給付」と「休業特別支給金」が同じ用紙で請求できますので、結果的には、1回の手続きで済ませることができます。

見本の p. 69 で注意する点は、「㊟療養のため労働できなかった期間」と「㊟賃金を受けなかった日の日数」の記載です。あくまでもこの労災事故により労働することができず、出勤しなかった期間を記載します。この期間は、賃金が支払われたか支払われなかったかに関係なく、休業した期間を記載します。

p. 70 の「㊟災害の原因及び発生状況」については、詳細を簡素にわかりやすく記載するようにします。「㊟平均賃金」については、後ほどふれます。

見本の p. 71 を見てください。1日分の休業補償給付の金額を計算するために、「平均賃金算定内訳」に労災事故において被災する前3カ月間の賃金を記載します。これは、怪我や病気にかかった当日から3カ月ではなく、賃金の締切日にあわせることとなります。事例の場合、賃金締切日は「毎月月末」となっています。労災事故によるケガを負ったのは7月30日ですから、7月はまだ締切日が到来する前です。よって、直前の締切日の6月30日より前の3カ月を記載します。賃金締切日で過去3カ月を遡ってみると、6月1日から30日で1カ月、5月1日から31日で2カ月、4月1日から30日で3カ月とされ、この3カ月の賃金の平均が休業補償給付日額となります。

賃金記載欄のA欄には、月や週など、一定の期間によって支払ったものを記載します。たとえば、事例のように正社員であれば、基本給や通勤手当など、月を単位に支払われるものを記載します。B欄には、日若しくは時間又は出来高払制、請負制によって支払われる賃金を記載します。事例のように正社員であっても、時間外手当のように時間によって支払われるものはB欄に記載します。

たとえば、事例の大塚二郎さんは正社員で日給月給制なので、基本給はA欄の基

Table with Japanese characters and numbers for input, including hiragana and katakana characters.

濁点、半濁点は一文字として書いてください。(例) カ"ハ。

Form for ticket type and correction numbers (修正項目番号).

Vertical text on the left side providing instructions and notes regarding the form's usage and recording requirements.

Main form section containing personal information, insurance details, and employment data.

Form section for business information, including company name, address, and contact details.

Form section for medical details, including injury description, treatment period, and hospital information.

Form section for the applicant's signature and address, including a circular stamp area.

Vertical text on the right side providing additional instructions and notes.